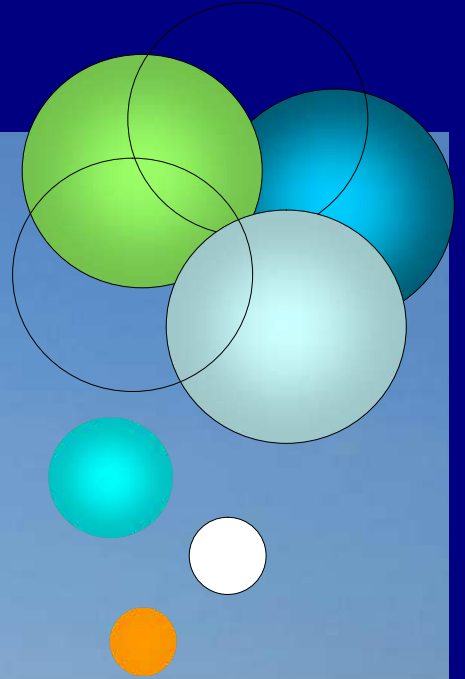


安曇野市まちづくり計画

新市建設計画



安曇野地域合併協議会

平成27年3月変更 安曇野市

目 次

序論	
1 合併の必要性	1
2 計画策定の方針	3
新市の概況	
1 位置と地勢	4
2 行政面積	5
3 気候	5
4 人口と世帯	6
主要指標の見通し	
1 人口	8
2 世帯	9
3 就業人口	10
4 主要指標	11
新市建設の基本方針	
1 新市の基本目標	12
2 新市の基本方針	13
3 土地利用	14
新市の将来像と施策	
1 地域住民に近い行政現場を大切に行政システムをつくる	15
2 支え合う地域社会を目指し、住民活動を活発化させ、 住民と行政が協働する仕組みをつくる	18
3 安全で快適な生活を支える生活基盤づくり	20
4 安曇野の自然環境と景観を守り、育て、将来の生活を守る	25
5 安曇野の地域資源を最大限に生かした産業戦略	29
6 心の豊かさに満ちた地域福祉社会づくり	33
7 安曇野を優しくつつむ医療と 保健サービスの地域ネットワーク化	39
8 家庭、学校、地域社会の協働により、 子どもたちの「生きる力」を育てる	41
9 とともに学び合い、生きがいを生み出す文化・社会活動	44
10 人権を尊重し、男女がともに支え、担う社会づくり	47
新市における長野県事業	48
公共施設の統合整備	50
財政計画	51

序論

1 合併の必要性

(1) 安曇野の現状

安曇野は、美しく豊かな、全国でも有数の自然・社会環境に恵まれた地域です。雄大な北アルプスの山々、先人の守り育てた田園、あふれるばかりの緑と水、個性に満ちた歴史と文化、そして、バランスの取れた都市化と経済は、住民の豊かな生活の基盤であり、全国の人々に愛される安曇野として認知されています。

しかし、日本経済の低迷が続き、国の財政は破たん近く、地方は、限られた財源で厳しい自立を迫られており、安曇野の将来にも大きな不安が生じています。

特に、暮らしの基礎となる地域の産業と雇用の将来への不安、少子高齢化の進行による行政コストの増大の不安を感じます。

また、全国に誇れる豊かな自然環境と景観も、近年、開発などにより失われつつあります。さらに、私たちの住む安曇野でも、人情や思いやりといった心の豊かさが損なわれ、地域社会のつながりが希薄化しつつあることも心配されます。

今、私たち安曇野住民は、自分たちのためにも、また、次の世代のためにも、安曇野の「今」を見直し、新たに地域を立て直していく必要があります。

(2) 地域の一体性

安曇野5町村は、もともと通勤や通学に加えて、買い物や通院などの住民の往来も多くあり、私たちにとって安曇野は、「暮らす場」と同時に「働く場」ともなっています。全体をひとつの地域として見た場合、松本市に依存している部分もありますが、雇用、商業圏の両面で、かなり「自立性」の高い地域であり、全体としてのまとまりがあります。

また、文化活動やスポーツ活動は、その大半が地域内で行われており、医療や福祉でも、多くは地域内の施設や機関が利用されています。

このため、合併によって行政の自治能力を向上させ、これらの分野の施策を統一的に行うことにより、地域住民の更なる利便性を高めることができると思われます。

(3) 地域づくり

安曇野5町村では、地域の連帯感が薄れてきているのが現状です。合併を、安曇野全体が活性化するための「地域づくり」のチャンスとして考えれば、この合併は、地域を改革していく絶好のチャンスと言えます。

住民と行政が協力し合って、住みやすい地域をつくっていくような仕組みを考え、行政が住民生活の現場にもっと近づき、住民も行政運営にもっと近づく、その重なり合いの中で、両者が協力し合って地域を良くしていく、そんな関係を、この機会に創りだすことが必要です。

(4) 地域資産

安曇野は、豊かな歴史や文化、自然環境・景観と暮らしやすさのバランスが取れた地域です。この調和の取れた魅力を失えば、経済の力も、社会の力（人の力）も、文化の力も衰えてしまいます。

安曇野の自然資産、文化資産、人の資産を守り育て、次の世代に伝えていくことを、住民と行政が協力し行動することにより、地域活力を増進させることができます。

(5) 行財政

地方自治は、国や県の権限を譲り受け、自己決定、自己責任のもとで、魅力ある地域づくりを推進できる能力や体制の強化を図る必要があります。

さらに、多様化、高度化する住民ニーズに適切に対応していくためには、専門的な技能と経験を持った職員を確保、育成していく必要があります。

そのためには、事務量の増加に対応できる人材の確保を行い、地方分権時代にふさわしい行政組織の構築が求められます。

一方、財源の多くは、地方交付税や国・県の支出金、地方債などに依存しており、今後、財政状況は一層厳しくなることが見込まれます。

限られた財源の中で、行政サービスの安定的な提供や、国・県からの権限委譲とともに、地方分権社会の進展に対応していくためには、より効率的な財政運営及び財政の健全化が必要です。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

安曇野5町村が新しいまちづくりを推進するにあたり、新市の一体性を確保するとともに、地域の均衡ある発展と住民福祉の充実を目指して建設計画を作成します。

この建設計画の作成については、先に策定した「新市将来構想」の実現を基本に、主要施策を定めるものとします。

(2) 計画の構成

新市を建設していくための基本方針、それを実現するための主要施策、公共施設の統合整備及び財政計画を中心に構成します。

(3) 計画期間

建設計画の期間は、本計画が長期的視野に立ったものであることから、平成17年度から平成32年度までの16か年とします。

新市の概況

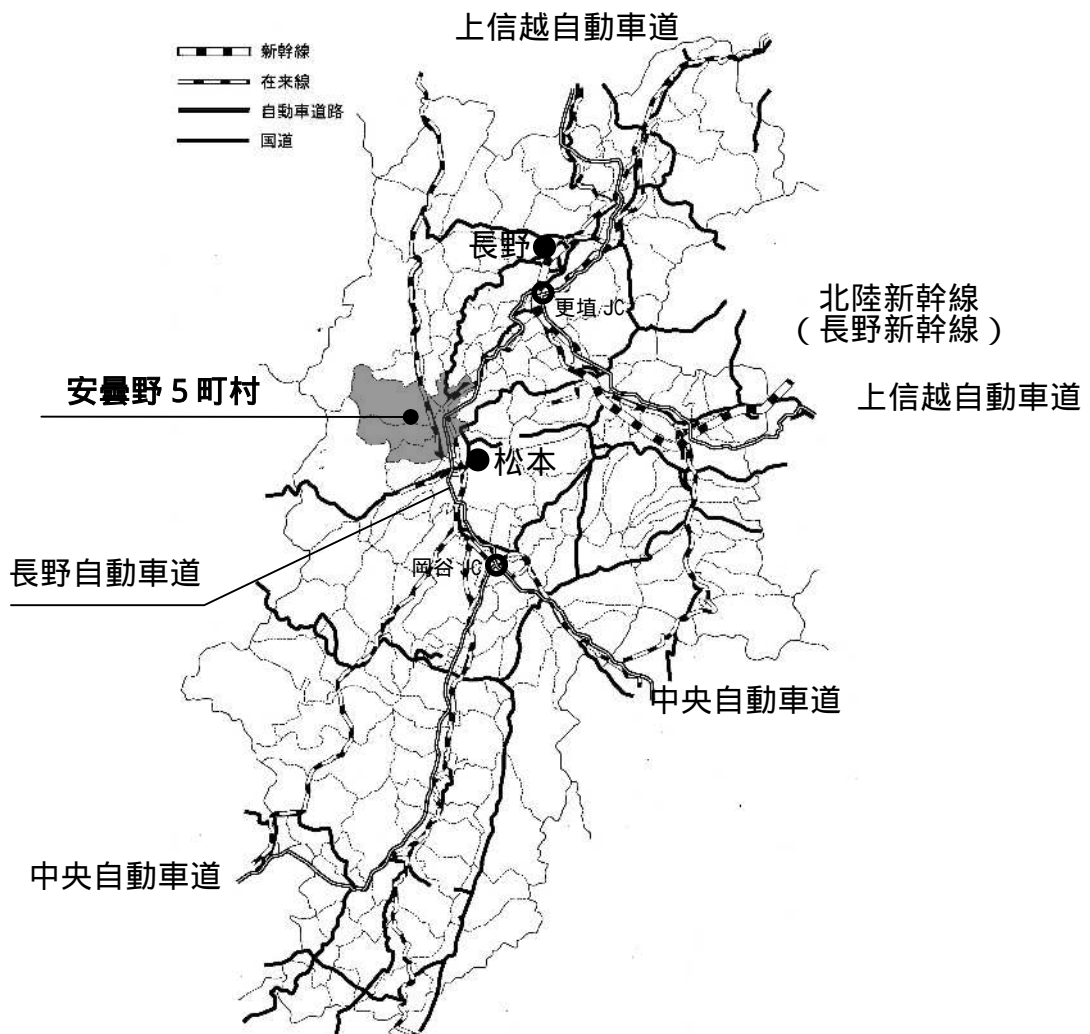
1 位置と地勢

新市は、長野県のほぼ中央部に位置し、松本から電車で約10～30分のところにあります。

北は大町市、松川村、池田町、生坂村、坂北村、東は本城村、四賀村、松本市、南は梓川村、西は安曇村に隣接しています。

西部は雄大な北アルプス連峰がそびえ立つ中部山岳国立公園の山岳地帯であり、燕岳、大天井岳、常念岳などの海拔3,000m級の象徴的な山々があります。北アルプスを源とする中房川、烏川、梓川、高瀬川などが犀川に合流する東部は、「安曇野」と呼ばれる海拔500～700mの概ね平坦な複合扇状地となっています。この一帯は、河川の豊富な水、捨て堰をはじめとする用水、肥沃な大地に恵まれて、信州の穀倉地帯として集落が形成されてきました。

また、この扇状地下をくぐり抜けた北アルプスの雪解け水は、豊富な湧水となって地域を潤しています。



2 行政面積

新市は、東西約26.0 k m、南北約20.6 k mで、全体の行政区域の面積は331.82 k m²となり、県内では、長野市、大町市、安曇村に次いで 4 番目の規模になります。

県内順位は、平成17年 1 月 1 日現在の状況で記載しています。

3 気候

気温は年間差が大きく、夏季は30 以上、冬季は - 10 以下となる日があります。昼夜の寒暖差も大きく、年間降水量も1,000mm程度と比較的降水量の少ない内陸性気候です。また一部には山岳気候の特徴も併せ持っています。

気温と降水量（平成15年）

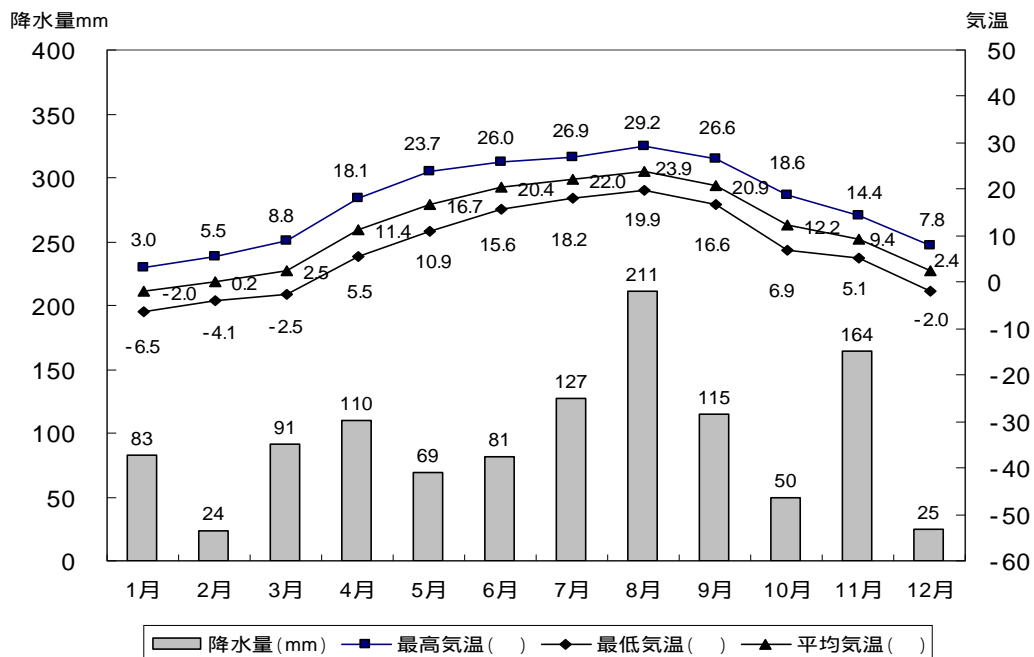
区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温()	3.0	5.5	8.8	18.1	23.7	26.0	26.9	29.2	26.6	18.6	14.4	7.8
最低気温()	-6.5	-4.1	-2.5	5.5	10.9	15.6	18.2	19.9	16.6	6.9	5.1	-2.0
平均気温()	-2.0	0.2	2.5	11.4	16.7	20.4	22.0	23.9	20.9	12.2	9.4	2.4
降水量(mm)	83	24	91	110	69	81	127	211	115	50	164	25
日照時間(h)	156.4	148.2	177.1	156.3	183.2	106.9	63.9	115.0	154.5	149.3	94.6	126.7

[年間降水量：1,150(mm) 年間日照時間：1,632.1(h)]

最高気温：日最高気温の平均値

資料：松本測候所穂高地域観測所

最低気温：日最低気温の平均値

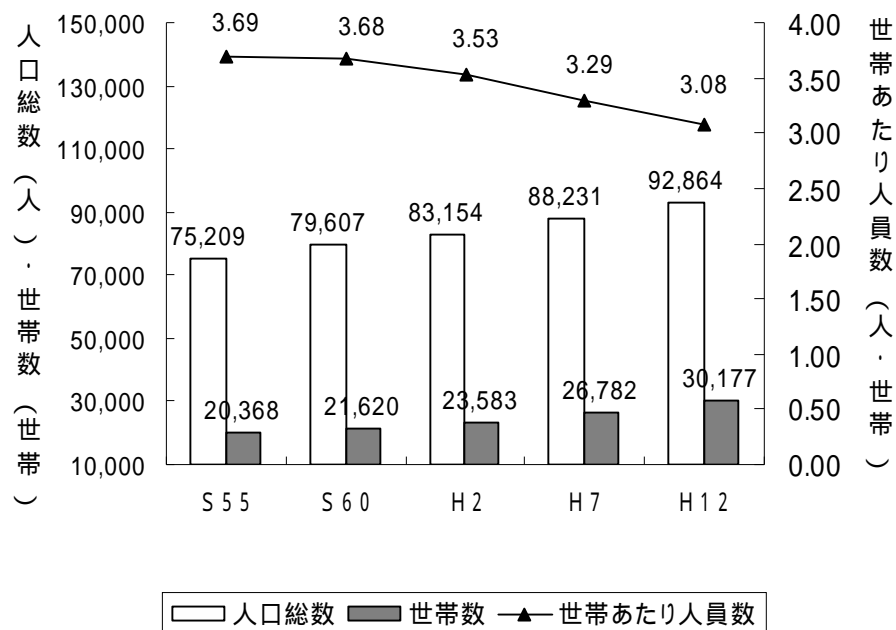


4 人口と世帯

新市の人口（平成12年度国勢調査）は92,864人となっており、増加傾向を示しています。

世帯数は、30,177世帯となっており、増加傾向にあります。世帯当り人員数は、3.08人/世帯となっています。

人口・世帯数の推移



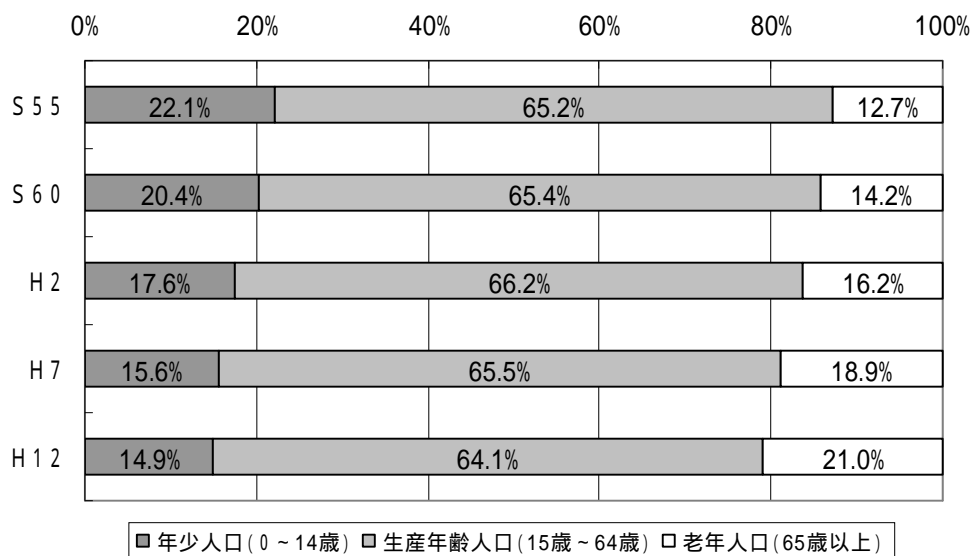
新市の年齢3区分別の人口は、平成12年度で年少人口が14.9%、生産年齢人口が64.1%、老年人口が21.0%となっています。

その推移をみると、着実に少子高齢化が進行していることが分ります。

年齢別人口の推移

区分	S55	S60	H2	H7	H12
年少人口 (0～14歳)	16,652 22.1%	16,210 20.4%	14,622 17.6%	13,720 15.6%	13,842 14.9%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	48,970 65.2%	52,128 65.4%	55,024 66.2%	57,878 65.5%	59,492 64.1%
老年人口 (65歳以上)	9,587 12.7%	11,269 14.2%	13,508 16.2%	16,633 18.9%	19,524 21.0%
小計	75,209 100.0%	79,607 100.0%	83,154 100.0%	88,231 100.0%	92,858 100.0%
年齢不詳	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 0.0%
合計	75,209	79,607	83,154	88,231	92,864

資料：国勢調査



主要指標の見通し

1 人口

平成7年と平成12年の国勢調査による人口の実数値をもとに、コーホート法を用いて総人口及び5歳階級別人口を推計します。出生率、生残率については、国立社会保障・人口問題研究所による長野県の数値を用います。

推計結果によれば、社会増減を考慮した平成26年における合併前の5町村の人口は、平成12年度に比べて約12,200人増加し、105,062人と予測されます。

そこで、平成26年の総人口の見通しは、今後も施策展開において、定住促進の環境整備、就業機会の創出、地域のイメージアップを図ることにより、社会増の傾向を維持することを目標として、約105,000人と定めます。

コーホート法による年齢階層別人口推計値

年齢	平成7年	平成12年	平成21年人口推計値			平成26年人口推計値		
			国勢調査	国勢調査	社会増減なし (A)	社会増減あり (B)	(B - A)	社会増減なし (A)
0～4歳	4,072	4,402	4,179	4,945	766	3,928	4,832	904
5～9	4,522	4,557	4,389	5,369	980	4,175	5,536	1,361
10～14	5,126	4,883	4,426	5,240	814	4,386	5,797	1,411
15～19	5,631	4,691	4,614	4,495	119	4,421	4,795	374
20～24	5,240	4,849	4,830	3,885	945	4,605	3,875	730
25～29	5,400	6,587	4,703	5,278	575	4,818	4,883	65
30～34	5,038	5,889	5,173	6,751	1,578	4,690	5,756	1,066
35～39	5,126	5,608	6,410	7,711	1,301	5,156	7,517	2,361
40～44	6,096	5,508	5,789	6,843	1,054	6,382	8,290	1,908
45～49	7,517	6,307	5,527	6,131	604	5,748	7,086	1,338
50～54	6,488	7,666	5,570	5,941	371	5,465	6,259	794
55～59	5,527	6,656	6,406	6,863	457	5,476	6,105	629
60～64	5,815	5,731	7,173	7,924	751	6,253	7,134	881
65～69	5,559	5,687	6,090	6,544	454	6,907	7,782	875
70～74	4,357	5,253	5,211	5,348	137	5,737	6,229	492
75～79	3,098	3,961	4,804	4,907	103	4,730	4,916	186
80～84	2,174	2,506	3,803	3,781	22	4,027	4,042	15
85～	1,445	2,117	3,442	3,333	109	4,367	4,228	139
総数	88,231	92,858	92,539	101,289	8,750	91,271	105,062	13,791

国勢調査データにおいて年齢不詳の人数は集計に含めない

2 世帯

平成26年の世帯数の推計は、先に示した総人口の見通しを1世帯あたりの人員数で除して求めることとします。

将来の1世帯あたり人員数は、昭和55年～平成12年までの国勢調査の実績値を用いて、回帰分析により推計します。

人口・世帯数の推移

区 分	人口の推移					世帯数の推移				
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
豊科町	23,825	24,735	25,265	26,027	27,079	7,022	7,089	7,709	8,302	9,410
穂高町	22,229	24,004	25,821	28,712	30,966	5,878	6,508	7,256	8,761	10,030
三郷村	12,598	13,865	14,703	15,550	16,519	3,276	3,615	3,942	4,469	5,020
堀金村	6,270	6,806	7,357	7,927	8,529	1,562	1,741	1,946	2,288	2,617
明科町	10,287	10,197	10,008	10,015	9,771	2,630	2,667	2,730	2,962	3,100
人口総数	75,209	79,607	83,154	88,231	92,864	20,368	21,620	23,583	26,782	30,177
世帯当り人員数	3.69	3.68	3.53	3.29	3.08	-	-	-	-	-

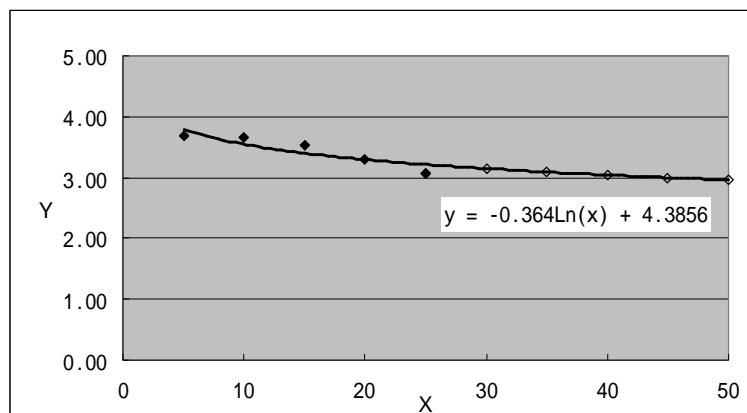
資料：「国勢調査」

1世帯あたり人口予測（回帰分析）

年 次	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年	平成26年
X年	5	10	15	20	25	30	34	39
Y人/世帯	3.69	3.68	3.53	3.29	3.08	3.15	3.10	3.05

昭和55年～平成12年は、「国勢調査」による

1世帯あたり人口予測（回帰分析）



回帰分析における近似式は自然対数関数(Ln関数)によるものとした。
自然対数とは、定数 e (2.718...) を底とする対数。

回帰分析の結果、平成 26 年の 1 世帯あたり人口は、3.05 人/世帯となり、世帯数の見通しは、以下の算式により、34,447 世帯とします。

$$\begin{aligned} \text{世帯数の見通し} &= \text{総人口見通し} / 1 \text{ 世帯あたりの人口見通し} \\ &= 105,062 / 3.05 \\ &= 34,447 \text{ 世帯} \end{aligned}$$

3 就業人口

下表のように平成 2 年～平成 12 年にかけて就業率は、減少傾向にあります。今後、さらに高齢化が進むと、就業率は更に低下していくことが予想されます。

平成 26 年の就業率は、今後の施策展開において、産業振興や雇用の場の充実に努めることで、平成 12 年の水準を維持できるものと想定します。

就業人口

区分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
15 歳以上人口総数	58,557	63,397	68,532	74,511	79,016
就業人口	41,222	43,795	45,907	49,782	51,248
就業率	70.4%	69.1%	67.0%	66.8%	64.9%

平成 26 年の就業人口の見通しは、以下の算式により、57,694 人とします。

$$\begin{aligned} \text{就業人口の見通し} &= 15 \text{ 歳以上人口総数の見通し} \times \text{平成 12 年の就業率} \\ &= 88,897 \times 0.649 \\ &= 57,694 \text{ 人} \end{aligned}$$

4 主要指標

主要指標の見通しについて整理すると、下表に示すとおりとなります。

主要指標の見通しの整理

(単位：人、世帯)

区分		平成 7 年	平成 12 年	平成 21 年	平成 26 年
総人口		88,231	92,858	101,289	105,062
年齢別人口	年少人口 0～14歳	13,720 (15.6%)	13,842 (14.9%)	15,554 (15.4%)	16,165 (15.4%)
	生産年齢人口 15～64歳	57,878 (65.6%)	59,492 (64.1%)	61,822 (61.0%)	61,700 (58.7%)
	老年人口 65歳以上	16,633 (18.9%)	19,524 (21.0%)	23,913 (23.6%)	27,197 (25.9%)
世帯数		26,782	30,177	32,674	34,447
世帯あたり人員		3.29	3.08	3.10	3.05
就業人口		49,782	51,248	55,642	57,694
就業率		66.8%	64.9%	64.9%	64.9%

新市建設の基本方針

1 新市の基本目標

新市の大きな目標の一つは、行政が住民の生活の場に近づき、住民も行政活動に近づく、その重なり合いの中で、住民と行政が協力し合って地域を良くすることです。

行政は、今より更に住民に近づき、行政サービスを提供する必要があります。

このため、中央の管理部門のスリム化、行政システム・人事システムの改革、財政の健全化などを行うことで、住民生活に密着した地域行政の充実が実現可能となります。

一方、住民も支え合う地域社会づくりの活動を活発にすることで、行政と一緒に地域づくりを行うことができるようになります。

もう一つの目標は、安曇野の豊かな歴史や文化、自然環境・景観を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園都市づくりを行うことです。

生活基盤づくり、環境、産業、福祉、医療・保健、教育と子育て、文化・社会活動、人権尊重と男女共同参画社会などのすべての施策は、安全で安心して暮らすことができる地域社会を創造するとともに、安曇野の自然資産、文化資産、人の資産を守り育て、次の世代に伝えていくことを基礎に置く必要があります。

2 新市の基本方針

基本目標（基本理念）をもとに、新市形成の基本方針を次のとおり定めました。

(1) 豊かな自然環境と暮らしやすさを組み合わせた

田園都市型の地域づくり

安曇野の豊かな歴史や文化、自然環境・景観を守り育て、この豊かな地域資産を活用して、均衡ある農林水産業・工業・商業・サービス業・観光業の発展を図りながら、都市的な生活基盤・経済活動基盤の整備と環境保全とのバランスが取れた田園都市づくりを行います。

(2) 住民に近い行政現場を大切にする

行政システムづくり

住民の生活の場と行政の距離が近づき、住民の生活ニーズにより密着した行政が行われるシステムをつくります。

(3) 地域社会を住民活動によって活発にし、

住民と行政が協働し、ともに担う施策づくり

住民が行政任せでなく、自らの力で地域づくりを行う「自治の力」を強めながら、地域社会(コミュニティ)を活性化させます。

また、住民の様々な活動を施策づくりを育む機会にし、住民が行政と協働してプランづくりやその実現に参加するシステムをつくります。

(4) 人の心を大切にし、人と人との交流を大切にしたい

豊かな地域社会づくり

人と人とが交流し、結びつきが深まる場づくりや、福祉を中心とする暮らしやすさを重視した施策づくりを行います。

また、高齢者や障害者をはじめ、子どもたちなどすべての人が大切にされ、ともに支え合う健康で生きがいのある地域づくりを推進します。

(5) 安曇野の伝統文化により培われた

教育環境を生かした人づくり

伝統ある地域の歴史や文化、芸術を守り育てる地域づくりに努め、子どもたちや若者たちが未来に向かって豊かに育つ環境づくりを推進します。

また、家庭、学校、地域が協働した活動や学習の場づくりを進めるとともに、生涯学習を推進し地域を支える人づくりを行います。

3 土地利用

新市の土地利用については、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件や、安曇野の豊かな自然環境と景観に十分配慮しながら、都市的な生活基盤・経済活動基盤などの整備を図りつつ、地域の均衡ある発展と長期的展望に基づき、適正かつ合理的な土地利用に努めます。

新市の将来像と施策

1 地域住民に近い行政現場を大切に行政システムをつくる

(1) 「本庁」と「地域行政機構(支所)」の設置

新市では、住民主体の地域特性を生かした行政運営を行うため、地域住民の生活ニーズに密着した行政機構が必要になります。これは、住民の自主的な地域活動を支援するために、地域住民に近い行政現場を残し、住民と行政が協働する拠点としての役割を持たなければなりません。

そこで、新市には「本庁」を設けるとともに、合併前の5町村単位に「支所」を設置します。

支所は、単なる窓口業務を行うだけでなく、「住民生活に直接に関わる行政分野」において、住民生活に密着した行政サービスを行います。また、住民組織や住民の自主的な活動を支援し、住民と協働する地域づくりに努めます。さらに、住民からの相談などについては、関係部署と協議・調整を取り合い、速やかな対応に努めます。

【具体的な施策】

本庁及び支所の整備

合併前の5町村の庁舎を総合支所として活用し、支所機能が十分発揮できるよう必要に応じて庁舎を整備します。

また、本庁舎については、既存施設の活用や新築の是非、場所などの検討から進めます。

「(仮称)まちづくり推進室」の設置

住民組織や住民の自主的な活動を支援し、住民と行政が協働して地域づくりを推進するために、支所内に「(仮称)まちづくり推進室」を設置します。

地域審議会の設置

創生期の新市の施策に地域の意見を反映させるため、合併前の5町村に地域審議会を設置します。

(2) 新市の行政組織の編成と必要な行政改革

行政組織の編成にあたっては、効率的で高水準の行政サービスの実現を目指す必要があります。

町村体制下での重複行政分野の統合、組織のスリム化と職員数の削減、職員のレベルアップや適材適所への配置により、住民サービスの向上を目指します。

新市発足後の組織・機構については、必要に応じ第三者機関を活用するなど、適正な仕組みを維持していきます。

【具体的な施策】

効率的な行政運営

行政運営にあたっては、IT（情報通信技術）の活用により、ネットワークを介した広域的なサービスの提供を目指す電子自治体の構築を進めるとともに、共同事務や広域連携事業の推進により、効率的な運営に努めます。

行政評価

各種事業の成果を客観的に評価する行政評価システムを導入し、行政コストの削減、職員の意識改革、行政サービスなどの向上を図ります。

情報公開、情報提供の推進

広報紙やホームページなどを活用して、適切な行政情報を提供するとともに、住民の意見・要望を的確に把握する体制づくりを進めます。

(3) 計画行政の推進と健全財政の運営

魅力ある新市づくりを進めるためには、厳しい財政事情を踏まえたうえで、施策を計画的かつ効率的に行う必要があります。

また、新しいまちづくりには、住民の声を反映させることが求められます。住民と行政の積極的な対話活動のもと、長期的展望に立った新市の総合計画を策定し、部門ごとの個別計画と整合を取りながら、住民参加のもと計画的な行政運営を推進します。

そのために、長期的な財政計画をもとに、事業の効果や緊急度、優先度を勘案しながら、ハード・ソフト両面にわたってバランスの取れた財政運営に努めます。

【具体的な施策】

総合計画の策定

住民参加のもと新市の総合計画を策定し、新市づくりを進めるための行政施策・住民活動の方策を明らかにします。

財源の安定確保

自主財源の安定的確保と経常的経費の節減に努めます。

また、「(仮称)安曇野市民債」を発行し、債券の購入を通じて市政への関心を高めながら、新市の資金調達が多様化を図ります。

新市の主要施策

施策名	主要事業	具体的事業例
地域住民に近い行政現場を大切にす行政システムをつくる	本庁と地域行政機構(支所)の設置 新市の行政組織の編成と必要な行政改革 計画行政の推進と健全財政の運営	・本庁及び支所の整備 ・合併前の5町村に総合支所の設置 ・支所内に「(仮称)まちづくり推進室」の設置 ・合併前の5町村に地域審議会の設置 ・地域情報ネットワークの整備 ・職員定員適正化計画の策定 ・行政コストの削減 ・職員の意識改革の推進 ・行政評価システムの導入 ・情報公開、情報提供の推進 ・総合計画の策定 ・「(仮称)安曇野市民債」の発行

2 支え合う地域社会を目指し、住民活動を活発化させ、住民と行政が協働する仕組みをつくる

(1) 支え合う地域社会を目指し、住民の地域活動を活発化する

生き生きとした、支え合う地域社会をつくるためには、住民が地域社会活動を活発化させ、住民自らの努力によって地域を良くしていく活動が必要です。

しかし、住民自治組織（「区」など）に地域課題のすべてが集中し、組織の役員には、任務が加重負担となっているのが現状です。さらに、住民も地域社会活動に関心の無い人が増えています。

そこで、住民に身近な地域社会の場において、気軽に参加できる自由参加型、ボランティア型など様々な活動組織やグループづくりにより、幅広い住民活動の輪を広げることを推進します。

自治組織の運営や地域社会活動づくりは、地域の住民自身が取り組むべき課題ですが、新市では、行政も多彩な側面的支援に努めます。

【具体的な施策】

コミュニティ活動などへの支援

自主的なコミュニティ活動への支援などにより、住民が自ら地域づくりについて考える機会や仕組みづくりに取り組みます。

ユニバーサルデザインの推進

人と人が支え合う、思いやりの心を持ったユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

自治組織の支援

行政区の役割の見直しを実施し、地域の特性を生かすための支援をします。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害の有無などに関わらず、様々な人に配慮して、はじめからすべての人が利用しやすい街、施設、物（製品）、環境、サービスなどをつくらうとする考え方。

(2) 住民と行政が協働して地域づくりを行う仕組みをつくる

地域づくりには、住民や様々な住民組織や活動グループとの連携・協力が必要です。

これらの組織などが参加しアイデアを出し合う機会をつくるなど、住民と行政が、同じテーブルで地域づくりプランを練り上げ、協働で実行に移していく仕組みづくりを進めます。

さらに、様々な分野の経験、専門知識、技術や技能を持つ人材を活用するシステムを構築します。

また、地域の一体感を醸成するとともに、住民と行政が一緒になってまちづくりについて学習する機会を設け、まちづくりへの住民参加の拡大を目指します。

【具体的な施策】

住民行政協働体系づくり

住民と行政が協働し、住民自らが地域づくりに積極的に参加する仕組みをつくりま

新市の主要施策

施策名	主要事業	具体的事業例
支え合う地域社会を目指し、住民活動を活発化させ、住民と行政が協働する仕組みをつくる	住民活動の活発化による、支え合う地域社会づくり 住民自治組織と住民活動の支援 地域住民が地域づくりに積極的に参加する仕組みづくり 地域の人材を活用するシステムづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民交流の推進 ・コミュニティ活動への支援 ・ユニバーサルデザインの推進 ・「(仮称)住民活動交流センター」設置の研究 ・「(仮称)地域まちづくり推進会議」の設置 ・地域振興基金の造成 ・住民行政協働体系づくり

3 安全で快適な生活を支える生活基盤づくり

(1) 広域幹線道路網・生活道路の整備

新市において、豊かな暮らしを実現し活力あるまちづくりを推進するためには、安全面と景観に配慮したうえで、道路整備に取り組んでいく必要があります。

特に、産業の振興や都市との交流促進のうえでは、広域幹線道路網の整備は欠かすことはできません。長野自動車道と連携させ、国道や県道をはじめ幹線道路の機能的な道路体系整備を進めます。

また、新市の市街地・集落間を結ぶ生活道路の整備、維持・補修を推進するとともに、交通事情に応じた歩道の設置、交差点改良などを進め、市民生活の利便性の向上と安全性の確保を図ります。

【具体的な施策】

幹線道路網の整備

国道、主要地方道、県道の整備を関係機関に要請するとともに、都市計画道路の整備計画を策定します。

生活道路の整備

生活道路としての機能を高めるため、必要に応じた拡幅改良、老朽化した舗装の補修、歩道の設置、交差点の改良などを行います。

(2) 公共交通機関の充実

公共交通機関は、通勤や通学など日常生活の交通手段として、また、地域間の交流・連携の根幹として重要な役割があります。特に、高齢者の増加や環境問題などから、その役割は大きくなっています。

各地域の実態調査を実施したうえで、既存の巡回バスや福祉バスなどの運行と連携させた新交通システムの導入を図るなど、安全で安心して利用できる地域住民の移動手段を確保します。

また、環境負荷の軽減の面からも鉄道利用の向上を目指して、住民ニーズに合った運行体系を関係機関に要請しながら、利便性の向上を促す環境整備に努めます。

【具体的な施策】

公共交通運行事業

路線バス、巡回バス、福祉バス、デマンド交通などを連携させた、新しい移動手段を整備します。

デマンド交通

地元のタクシー会社や自治体の小型乗合自動車で、利用者を自宅などから目的地まで送迎する交通システム。

鉄道利用の促進

更に利用しやすいＪＲ篠ノ井線とＪＲ大糸線を目指し、関係機関への要請と、駅前周辺の整備、鉄道利用の啓発を行います。

(3) 多様な住民ニーズに応える居住環境の整備

安曇野は、立地環境の良さや交通の利便性などの要因により宅地開発が進み、都市化に対応した生活基盤の整備などが課題となっています。

都市機能の充実やゆとりある居住空間の確保を図るとともに、様々な住民ニーズに対応した居住環境の整備を進めます。

【具体的な施策】

公園の整備

地域住民の憩いの場として、身近で気軽に利用できる公園の整備を推進します。

公営住宅の整備

住宅に困窮する入居基準を満たす者、高齢者や障害者にも安全な住環境に配慮しながら、公営住宅の整備に努めます。

駅周辺の整備

鉄道利用の促進や、商業、観光産業の発展を促すために、駅周辺の整備を推進します。

除雪対策の充実

除雪機の適切な配置や機動力の向上により、新市全域における効率的な除雪を行います。

(4) 上下水道の整備

安曇野は、良質で豊富な地下水に恵まれています。この水を上水道として、将来にわたり安全で安定した供給を続けていく必要があります。

そこで、適切な水質管理や施設管理を図りながら、給配水管や配水場をはじめ上水道施設の整備や更新を進めます。

下水道は、健康で文化的な生活を営む基盤として、快適な居住環境の確保と河川などの水質浄化に重要な施設です。

新市全域において、各地域で継続中の公共下水道事業などの促進を図り、供

用開始区域の拡大と水洗化の普及に努めます。

【具体的な施策】

水道水の安定供給

老朽管の布設替や水源施設などの整備を、計画的に進めます。

下水道整備事業

犀川安曇野流域下水道事業と、公共下水道事業などの促進により、新市全域の早期水洗化を目指します。

(5) 防犯対策・交通安全対策の充実

近年の社会情勢は、都市化の進展により地域住民相互の連帯感が薄れ、地域社会の犯罪抑止機能が低下しつつあります。この結果として、凶悪、悲惨な犯罪が後を絶たないのが現状です。

そこで、家庭、学校、地域社会が一体となって、人間の尊厳を守る教育を続けていくとともに、地域、警察、その他関係行政機関が一体となり、子どもを犯罪から守り、そしてあらゆる犯罪を起こさせない地域社会づくりを進めます。

一方、交通安全対策のうえでは、交通網の整備や車社会の進展などにより、道路交通を取り巻く環境が深刻さを増しています。

交通事故の未然防止を図るため、関係機関・団体の協力のもと、交通安全運動の実施などによる交通安全意識の高揚を図るとともに、安全な道路環境づくりに努めます。

【具体的な施策】

防犯対策

防犯協会などの防犯組織の育成・強化を図るなど、防犯活動を進めるとともに、防犯灯の整備を計画的に行います。

交通安全対策

交通安全教室や街頭指導を通じて、交通安全意識の高揚や交通安全教育を推進しながら、通学路をはじめとする歩道の整備や交通標識などの施設整備を行います。

(6) 防災対策と防災組織の育成・強化

新市は、活断層「糸魚川～静岡構造線」上に存在し、地震災害の発生が心配されます。また、犀川、高瀬川、穂高川などの河川や、北アルプス山麓をはじめとする急峻な山地を抱え、集中豪雨などによる自然災害も発生しています。

防災対策については、松本広域消防局による常備消防と消防団による非常備

消防が連携をとり、防災体制、消防体制の強化を図っていますが、新市においても、これらの組織強化と消防設備などの充実を進めます。

さらに、地域の自主防災組織の育成を図り、住民一人ひとりの防災意識を高めながら、安全で安心して暮らすことができるまちづくりに努めます。

【具体的な施策】

防災対策

防災会議の設置、地域防災計画の策定、女性消防隊も含めた消防団員の確保対策と消防団の再編成などにより、各種災害の未然防止や発生時に的確な対応ができるよう危機管理体制の充実を図ります。

さらに、災害発生時の情報伝達手段として、防災行政無線の整備を進めるとともに、新市におけるFM放送局の開局を検討します。

自主防災組織の育成・強化

地域ごとに自主防災組織を育成し、災害に強いまちづくりを推進するため、防災訓練の実施や講習会の開催を通じて、地域住民の防災意識の高揚と緊急時に対応できる体制づくりを支援します。

市街地雨水排水路の整備

集中豪雨などによる河川や水路の氾濫を防ぐため、市街地及び市街地周辺の雨水排水路を整備します。

治山・治水対策

山崩れや土石流などの災害を防ぎ、水資源を確保しつつ緑豊かな森林や生活環境を守るため、治山・治水対策事業を関係機関に要請します。

新市の主要施策

施策名	主要事業	具体的事業例
<p>安全で快適な生活を支える生活基盤づくり</p>	<p>広域幹線道路網・生活道路の整備 公共交通機関の充実 多様な住民ニーズに応える居住環境の整備</p> <p>上下水道の整備</p> <p>防犯対策・交通安全対策の充実</p> <p>防災対策と防災組織の育成・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の整備 ・生活道路・歩道の整備 ・公共交通の運行 ・公園の整備 ・公営住宅の整備 ・駅周辺の整備 ・除雪対策の充実 ・穂高広域施設組合施設の更新 ・上水道施設などの整備・更新 ・公共下水道の整備 ・生活安全条例の制定 ・防犯灯の設置及び修理 ・交通安全施設の整備 ・防災会議の設置 ・地域防災計画の策定 ・災害対策マニュアルの策定 ・消防団の再編強化 ・防災行政無線の整備 ・FM放送局開設の検討 ・震災等総合防災訓練の実施 ・自主防災組織の育成 ・災害時における協定の締結 ・避難施設及び避難場所の指定及び表示板の設置 ・消防施設、機材などの整備 ・災害用備蓄品の確保 ・河川の整備 ・市街地雨水排水路の整備 ・間伐事業の推進

4 安曇野の自然環境と景観を守り、育て、将来の生活を守る

(1) 豊かな自然環境・景観と都市機能がバランスよく配置されたまちづくり

安曇野の乱開発を防ぎ、環境と景観に配慮した秩序あるまちづくりを目指し、新市全体でバランスの取れた都市計画を進めます。

そのために、行政によって一定の規制・指導を行うとともに、住民も積極的に環境と景観の保全活動に参加するような施策を展開します。

また、これらの活動で心がひとつになることにより、新たなコミュニティが生まれます。

新市全体の都市設計として、新市の住民が交流を深めることができる空間づくりを進めます。

【具体的な施策】

総合的かつ長期的なまちづくり

各地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を踏まえ、国土利用計画及び都市計画などの法律に基づく施策や新市独自のまちづくり条例などにより、総合的かつ長期的な視野に立った秩序あるまちづくりを進めます。

「環境行動都市宣言」による身近な環境活動の推進

環境基本条例を制定するとともに環境基本計画を策定し、行動指針として「環境行動都市宣言」を行います。これにより、住民や住民組織、各種団体に、環境保全や循環型社会の構築に向けた積極的な活動を促します。

エコライフ事業の推進

廃棄物の減量化やリサイクルの推進に取り組むとともに、ごみとして排出されている生ごみの資源化有効利用への支援と新しい活用方法を研究し、環境負荷の低減化を推進します。

景観形成の促進

景観は地域で守り創造するという認識を、住民、事業者及び行政の共通課題として景観形成基本計画を策定し、更に実践するための景観条例を制定します。

不法投棄、ポイ捨て防止対策の研究

住民マナーの向上による快適で美しい環境づくりを目指し、条例の制定も含め、不法投棄やポイ捨て防止対策の研究を進めます。

エコライフ

自らの生活が周りの環境や自らに影響を及ぼしている現状を認識し、少しずつでも何らかの行動を起こしていけるような生活スタイル。

(2) 水を守る取り組み

安曇野は、豊かな水に恵まれた「水の大地」です。自然の恵みに加え、先人の努力によって確保された水の安定供給が、産業を育て豊かな生活環境を創り出してきたことを踏まえて、水の恵みを守り、水の環境を改善し、次の世代に伝えるよう努めます。

また、豊かな地下水については、すでに水位の低下が生じ、「有限性」が認識されてきています。早急に、共有の財産としての地下水を守る対策を検討します。

【具体的な施策】

利水、治水を含む「水」利用計画の策定

飲料用水や農業をはじめとする産業用水の安定供給、河川改修の促進など、利水、かん養及び治水対策を計画的に進めます。

「水」スポット（憩いの場）の整備

豊富な地下水、河川や堰の水辺空間を活用し、地域住民が安らげる憩いの場を整備します。

水の大切さ、親しみを増す活動の推進

水とのふれあい、水辺での健康づくりをテーマとしたイベントを開催します。また、行政・個人・団体・民間を連携させ、水を守る推進組織を構築します。

地下水保全計画づくり

砂利採取の地下水への影響調査をはじめ、民間が利用している地下水の実態調査などを行い、地下水保全計画づくりを進めます。

雨水有効利用への支援

樹木や草花、庭への散水などに、雨水を有効利用するための設備の導入に対し支援を行い、地下水かん養、雨水流出抑制、災害時の生活用水確保を図りながら、循環型まちづくりを推進します。

かん養

自然に水がしみこむように徐々に養い育てること。

(3) 森林保全の取り組み

安曇野は、豊かな森林に包まれています。これらは、林産物を作り出すほか、水源かん養や防災など、様々な役割を担っています。

森林を守るとともに、生活の憩いや交流の場として、新しい視点で森林に親しみ、生活を豊かにしていく工夫に努めます。

また、生活の憩いや地域住民の交流の場として、身近な緑地を増加させます。

【具体的な施策】

豊かな森づくりのための森林造成・整備

森林整備計画に沿って、森林造成事業を実施するとともに、新市における森林整備活動を支援します。

森林や緑とのふれあい環境づくり

里山及び身近な緑地を整備し、住民が森林や緑に気軽にふれあうことができる環境をつくりまします。また、学有林作業などを通じて、子どもたちに自然環境への理解を深めていきます。

(4) 農林水産業の体験学習と非農業者の農業参加を進める

農林水産業に接することは、生物の世界を観察することにより、命を育む驚きや新しい発見の機会となります。また、このような自然の恵みによって成り立つ産業を体験することにより、働く喜び、食べる楽しさを体感できるとともに、地域文化に接しながら地域の人との交流を深めることができます。

そこで、次世代を担う子どもたちや若者たち、あるいは非農業者のために、農林水産業と自然環境への理解を深める体験学習の機会を創出します。

これにより、農林水産業への魅力を感じた人たちの新規就業意欲が芽生えるとともに、現就業者の農林水産業を続ける活力の源を得ることが期待できます。また、非農業者の余暇の活用や健康維持、生きがいづくり、遊休農地の活用や環境保全にも役立ちます。

恵まれた資源を生かし、非農業者の農業体験などを通じて、安曇野の環境や景観の保護・育成に寄与する農林水産業振興策を推進します。

【具体的な施策】

農林水産業の体験交流の推進

既存の農林水産業体験施設の活用や、体験を受け入れる農家の拡大などを促進し、地域の子どもの体験学習と、都市と農村の交流事業を進めます。

遊休農地の活用などによる市民農園の提供

非農業者をはじめ誰もが利用しやすい市民農園を、遊休農地などを活用して提供します。

新市の主要施策

施策名	主要事業	具体的事業例
安曇野の自然環境と景観を守り、育て、将来の生活を守る	自然環境と景観に配慮したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土利用計画の策定 ・ 都市計画マスタープランの策定 ・ 環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定 ・ 環境審議会の設置 ・ 「環境行動都市宣言」の制定 ・ エコライフ事業の推進 ・ 木質バイオマスエネルギーの利用研究 ・ 市内一斉清掃の実施 ・ 太陽光発電システム設置補助 ・ 景観条例の制定及び景観形成基本計画の策定
	水環境の改善と保護対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「水」スポットの整備 ・ 親子水のふれあい事業の推進 ・ 水を守る推進組織の構築 ・ 地下水の利用実態調査 ・ 雨水貯留施設設置補助
	森林の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備世帯活動の支援 ・ 町並み緑化の推進
	農林水産業の体験学習と非農業者の農業参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ みどりの少年団活動(学有林作業)の実施 ・ 安曇野型グリーン・ツーリズムの推進(友好都市交流など) ・ 子どもたちの農林水産業体験学習の推進 ・ 市民農園の提供

木質バイオマスエネルギー

木質バイオマス（樹木に由来する幹、枝、葉、根、樹皮などの総称）の中でも特に林地の残材や間伐材、製材工場の端材、住宅廃材など、今まで利用されなかった木質材料を燃焼して得られるエネルギー。

5 安曇野の地域資源を最大限に生かした産業戦略

(1) 田園の景観と地域の食などを守るための農林水産業の活性化

安曇野では、先人の努力の積み重ねにより肥沃な農地が作られ、「米どころ安曇野」として、農業を中心に地域の経済と生活が支えられてきました。

また、豊富な地下水を利用して、わさびの栽培やニジマスなどの養殖が、営まれてきました。

しかし、これらの産業を取り巻く状況は厳しく、これからの農業や農村などのあり方を見つめ直さなければならない時期が訪れています。

そこで、この豊かな田園の景観を守りながら、人間の生活の根幹である「食」の生産の重要性を念頭に置き、将来にわたって農業及び水産業を堅持していきます。

「食」は命をつなぐ大切なもの。安全で、安心な食は、すべての人々の願いです。農業や水産業は食の素材を提供する重要な産業であり、将来にわたって守り育てる必要があります。

そのため、すべての農林水産物を、安全・安心、新鮮で豊富という「安曇野ブランド」に育て上げ、「全国へ向けての発信と地産地消」の流通販売システム構築に努めます。

また、農業においては、専業経営が減り兼業経営が主流となり、荒廃農地や耕作放棄地が増加するなど農業離れが目立っています。農業後継者を農家だけに求める考えや、農業は個人経営によるものという考え方を変え、新しい農業経営システムの構築に努めます。

林業においても、林業経営者はもとより林業従事者の減少により、ほとんどの民有林で林業経営が行われていないのが実状です。木材の生産の場、そして自然環境の保全機能からも、森林資源の適正な維持・管理と施業を推進します。

【具体的な施策】

農林水産物の「安曇野ブランド化」

環境保全型農業の導入について研究を進めながら、農林水産物の安曇野ブランドを確立し、魅力ある農林水産物を市内外へ供給することにより、その付加価値を高めます。

農林水産物の生産から販売までの産業の総合化

市場性の高い農林水産物の生産と安定供給、加工品や特産品づくりを進め、市民や観光客への周知や販売活動などを展開しながら、これらに携わる各種産業の総合化を図ります。

地産地消を推進する体制づくり

新鮮市や直売所などの活用やネットワーク化により、生産者と消費者が触れ合う流通販売システムをつくり、地産地消を推進します。

新しい農業経営システムへの取り組み

生産性の高い土地利用型農業の確立、農地の流動化の推進、営農組織・農業後継者の育成、制度資金の活用などといった従来の農業施策に加え、加工、販売、観光なども巻き込んだ総合的な新しい農業経営システムを構築します。

農作業労力支援システム

農繁期や高齢化などによる労力不足を補うため、農作業支援を希望する農家に支援者（非農業者を含む）を派遣するシステムを設置します。

農業生産基盤の整備

農地の高度利用体系を確立させるため、未整備地区のほ場や用排水路・農道など、農業生産基盤の整備を推進します。また、農地などを水害から守るための安曇野地域広域排水事業の早期完成を、関係機関に要望します。

(2) 地域の個性を重視した工業の発展環境を整える

安曇野は、県下有数の工業立地地域であり、工業は、地域の雇用と経済を支える大事な基盤です。

魅力ある都市づくりには、工業の秩序ある発展が必要とされます。安曇野にふさわしい環境に配慮した企業の育成や誘致、起業の支援に努めます。

【具体的な施策】

雇用創出を促進する計画的な工業立地

新規企業や起業家への支援、優遇制度による企業誘致を計画的に進め、雇用創出の促進を図ります。

景観・環境に配慮した工場の整備

地域内に存在する工場や工場団地に対して、企業と協力しつつ緑化などを進め、安曇野にふさわしい景観・環境に配慮した整備に努めます。

(3) 商店街の活性化を中心に、地域の商業・サービス業を発展させる

安曇野の商業やサービス業の環境は、近年、大きく変化してきました。広い駐車場を備えた大型店や飲食店が幹線道路沿いに進出する一方、従来の地域商店街を取り巻く環境は、空き店舗が増えるなど年々厳しくなっています。

地域商店街が、人々が触れ合う「まちの交流センター」的な役割を果たしてきたことを考えると、この厳しい現状は、地域社会や住民の生活に大きな影響を与えています。特に、これからの高齢社会にとって、商店街の復活は不可欠です。

このため、多様化する消費者ニーズを捉えつつ、大型店が提供できない商品やサービスを開発し、小売店の魅力をつくり直しをていかなければなりません。

さらに、福祉や住民活動の拠点を商店街に求めるなど、多面的な整備に努めます。

【具体的な施策】

商工会・商工団体の活動支援

中小商店における特徴ある新サービスの創出や、交流の場としての役割を担う商店街の復活を目指し、商工会・商工団体の活動を支援するとともに、これらの関係機関と連携した商業振興に努めます。

商店街の活性化

商店街の空き店舗対策や拠点施設整備を進め、商店街の活性化を図ります。

(4) 観光資源のネットワーク化により、広域で多様なタイプの観光を発展させる

安曇野では、自然、景観、水、温泉、そして、数多くの美術館や歴史文化施設など、豊かな資源・資産を生かした観光業が発展してきました。

今後、観光の目的や楽しみ方の異なる幅広い世代のニーズに対応するため、観光資源のネットワーク化を構築し、多様なテーマによる集客戦略を図ります。

特に、地域が誇る資源「水」をテーマとした観光開発、農林水産業と連携した体験交流型観光の推進、温泉と森林を活用した滞在型観光に力を入れ、安曇野の個性を全国に発信していきます。

【具体的な施策】

観光地のネットワーク化

新市の周遊ルートをつくるなど、様々な観光資源の有効活用によるネットワーク化を進めます。

「水」をテーマとした個性あふれる観光振興

地域に数多く存在する水に親しむスポットの充実を図り、安曇野の「水」を集客のテーマとした観光振興を図ります。

都市と農村の交流などによる滞在型観光の推進

都市と農村の交流を目的とした農林水産業の体験実習施設や、温泉保養施設などを活用し、滞在型観光を推進します。

新市の主要施策

施策名	主要事業	具体的事業例
<p>安曇野の地域資源を最大限に生かした産業戦略</p>	<p>農産物などの「地産地消」の流通販売システムと「安曇野ブランド」づくりの推進</p> <p>非農家や非農業者の就農システムづくり 農業生産体制の改善、強化</p> <p>田園都市にふさわしい企業の誘致や起業家の支援</p> <p>小規模商店の魅力アップ対策の推進 商店街の環境改善 観光資源の広域ネットワーク化</p> <p>水、農林水産業、温泉、森林を中心とした新たな安曇野観光の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営構造対策事業の推進 ・農業生産総合対策事業の推進 ・農産物販売施設のネットワーク化 ・産地直送、直販体制の整備 ・農業女性グループの育成推進 ・農作業労力支援システムの構築 ・農業担い手(新規就農者含む)の確保 ・農林水産業の環境整備 ・営農支援センターの設置 ・農業経営基盤強化基本構想の策定 ・農業経営基盤強化促進事業の実施 ・農業生産基盤の整備 ・安曇野地域広域非水事業の推進 ・雇用創出促進事業（企業誘致）の推進 ・無公害型、ユニーク企業誘致の推進 ・企業間の連携を前提とした工場団地の整備 ・商工団体の育成、支援 ・市街地再開発事業計画の研究 ・商店街の遊歩道型開発の研究 ・「観光行政基本方針」の策定 ・観光資源のネットワーク化 ・観光情報の発信 ・新市の観光ルートの検討、設定 ・新しい祭りの創作 ・観光テーマの設定(水など) ・流域公益保全林整備の推進 ・保養型温泉施設の整備、グリーン・ツーリズムによる滞在型観光の推進 ・観光地の広域周遊化、共同受け入れ体制の強化

6 心の豊かさに満ちた地域福祉社会づくり

(1) 住民と行政の協働による地域福祉社会づくり

地域福祉においては、行政が大きな役割を果たしていますが、国や地方自治体の財政悪化が進む中、より良い福祉を実現していくためには、住民自身が行政と協働し福祉活動を担う必要があります。

福祉とは住民自らの課題であると考え、住民と行政がともに活動に参加する地域福祉社会をつくるのが大切です。

福祉の基礎として、住民と行政の協働による地域福祉社会づくりを推進します。

また、地域福祉の中心組織として福祉事務所を設置し、地域福祉施策の総合的な実施に努めます。

【具体的な施策】

福祉活動への住民参加

福祉活動への住民参加の促進に向けた地域福祉計画を策定し、住民同士が互いに支え合う地域福祉を推進します。

福祉事務所の設置

新しく福祉事務所を設置し、住民が必要とするきめ細かな福祉サービスを、新市が権限と責任を持って行います。

(2) 住民の福祉活動の拠点としての社会福祉協議会との緊密な連携

社会福祉協議会には、行政委託の福祉サービス運営以外に、独自の企画力、課題への対応力を一層強めること、地域社会レベルの住民の福祉活動を支援するコーディネーターの役割の強化が期待されます。

社会福祉協議会の自主性、主体性を尊重するとともに、緊密な連携を維持しながら安曇野型の福祉社会をつくります。

【具体的な施策】

社会福祉協議会への支援と連携強化

社会福祉協議会の組織・活動の見直しを図り、支援を高めながら連携を強めていきます。

(3) 福祉ニーズの早期発見並びに予防と早期対応

地域福祉の大切な課題は、発生した福祉ニーズに対応するだけでなく、ニーズ発生前に予防策を講じることです。

そこで、高齢者や障害者の生活支援活動を、住民と行政、地区社会福祉協議会、民生児童委員、在宅介護支援センターなどが日常的に行うことにより、福祉ニーズの早期発見並びに予防と早期対応のシステムの構築に努めます。

【具体的な施策】

福祉ニーズに関するシステムづくり

障害者計画、老人福祉計画、介護保険事業計画などの各種福祉計画を策定し、実践に向けた取り組みを推進します。また、民生児童委員や専門相談員と連携し、相談・指導体制の充実や諸制度の活用に努めます。

高齢者・障害者の生活支援活動の強化

長年住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ホームヘルプサービス、デイサービスなどの介護サービスのほか、緊急通報システム、配食サービスなどの在宅福祉サービスの充実に努めます。

高齢者の生きがいづくり

高齢者が、経験や能力を生かすことができるシルバー人材センターなどの組織的な労働や、ボランティア活動、地域づくり活動などに参加することにより、生きがいを持って生活できる環境を整備します。

予防活動の展開

従来の高齢期における健康面、社会関係などに係る問題への対処に留まらず、若年期から問題を予防し、老後に備えるという住民の意識の高揚を図ります。

(4) 地域の福祉サービス拠点の配置と特色ある地域福祉づくり

各地域には、総合的な福祉サービスを提供するセンター体制が整備されています。しかし、新市における福祉サービスの運営と質の向上を図るため、新しいセンターの増設の研究を進めます。

こうした福祉センターを中核として、個性と特色にあふれた福祉活動を展開します。

また、他の地域に比べ新市では、療養型介護施設が少ないのが実状です。医療サービスとの連携を考慮して、高齢者やその家族が安心して利用できる療養型介護施設の建設を検討します。

【具体的な施策】

福祉サービスセンターの整備

在宅介護支援センターについては、基幹型センターと地域型センターに役割を分けて設置します。

また、障害者総合支援センターの建設と、デイサービスセンターの改築を進めます。

療養型介護施設の整備

大型医療施設に併設させた療養型介護施設の建設を検討します。

(5) 少子化への対応と家庭機能の弱体化に伴う社会的支援

少子化が急速に進み、次代を担う子どもたちが減少することは、社会全体にとって深刻な問題となっています。また、家庭が伝統的に担ってきた子育て機能も弱ってきています。

このため、安心して子どもを産み、育てられる家庭づくりの支援や、地域社会ぐるみでの環境づくり、子どもを守り伸びやかに育てる児童福祉の一層の充実が必要です。

子どもを持つ家庭の支援など、ゆとりを持って子育てのできる環境を整備します。

また、子どもの虐待や家庭内暴力行為への相談、支援体制の充実を図ります。

【具体的な施策】

各種相談の開催などによる支援体制の強化

心配ごと相談や育児相談を実施するなど、各種相談・指導体制の充実を図ります。さらに、子育て支援のための専門相談員を、保育園に配置します。

児童福祉サービスの充実

各地域の児童館における子育て支援センター機能を充実させるとともに、ファミリーサポート事業の拡大を進めます。

保育体制の改善

一時的保育、延長保育、未満児保育、障害児保育、広域保育など、子育てと仕事の両立を支援する体制を整えます。

また、より良い環境で園児を育てるために、保育園の改修など施設整備に努めます。

(6) 質の高い介護保険のサービス運営

地域全体の介護保険サービス水準を維持・向上させるためには、ケアマネジャーのケアプランの作成、モニタリング、事業者のコーディネートの役割が重

要です。

そのため、民間を含めケアマネジャーの組織化を図り、専門職として自立化を強めながら、行政と緊密な連絡調整が保てるよう努めます。

【具体的な施策】

介護保険サービス水準の維持・向上

ケアマネジメントにおける日常的な業務の連携強化に努めるとともに、地域全体の介護保険サービス水準の維持と向上を目指します。

(7) 高齢者と障害者(児)が元気に生きがいを持って暮らせる支援の充実

高齢者、障害者(児)が、元気に生きがいを持って暮らすことができるためには、地域全体で社会的支援に取り組む必要があります。

地域社会の中で孤立し、孤独な環境の中で悩みを抱え込まないように、すべての人が悩みや苦しみを共有し生活を支援するなど、福祉サービスの充実に努めます。

【具体的な施策】

高齢者福祉の強化

高齢社会に対応するために、健康づくり・相談活動の強化、学習・交流機会の充実を図るとともに、特別養護老人ホーム、老人保健施設などの整備を進めます。

障害者総合支援事業

地域社会における障害者の増加に伴い、各地域に相談窓口の設置や授産施設の充実、グループホームの設置支援、精神障害者小規模訓練施設事業の実施など、障害者のための総合的な支援に努めます。

高齢者・障害者(児)の人権擁護

高齢者・障害者(児)の人権を尊重し擁護するため、地域住民に対する人権意識の高揚を図りながら、共生の社会づくりを推進します。

また、普段の暮らしや自立を助けるために、各種支援費制度、諸事業の活用を推進します。

各種団体などによる生活支援体制の強化

ボランティア団体、NPO団体などを育成し、活動拠点の整備を進め、生きがいのある生活の支援体制を強化します。

(8) その他の重要な福祉課題

我が国の厳しい経済状況を考えると、今後も失業者の増加が心配され、経済的な生活基盤の不安定な世帯の増加が見込まれます。

生活保護世帯をはじめ、失業者や低所得者などの生活意欲の向上を図るため、生活の安定と自立に向けた支援に努めます。

【具体的な施策】

生活困窮者の支援

関係機関との連携や民生児童委員による生活相談や適切な指導を行うとともに、各種援護制度の活用を充実させます。

新市の主要施策

施策名	主要事業	具体的事業例
心の豊かさに満ちた地域福祉社会づくり	<p>住民と行政の協働による地域福祉社会づくり</p> <p>社会福祉協議会の体質強化と行政との緊密な連携の維持</p> <p>福祉ニーズの早期発見と、ニーズ発生前の予防対策の強化 地域の福祉サービス拠点の配置と特色ある地域福祉づくり 子育て支援の充実</p> <p>介護保険サービス水準の維持・向上 高齢者・障害者(児)福祉の充実と生きがい対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所の設置 ・ボランティア活動などの拠点整備 ・緊急通報体制等整備事業の推進 ・徘徊高齢者家族支援サービスの推進 ・国際交流員の招致 ・福祉医療費の給付 ・外出支援サービス事業の実施 ・福祉バスの運行 ・大型医療のできる老人介護施設整備 ・特別養護老人ホームの建設支援(豊岳荘) ・保育園などの整備 ・一時的保育、延長保育、障害児保育、未満児保育、広域保育の実施 ・母親学級、両親学級の開催 ・育児相談、母乳相談、育児学級の開催 ・児童クラブの推進 ・ファミリーサポート事業の推進 ・介護保険各種サービス事業の充実 ・家族介護慰労事業の実施 ・家庭介護慰労金支給事業の実施 ・家族介護者ヘルパー受講支援事業の推進 ・在宅介護支援センターの整備 ・家族介護交流事業の推進 ・介護用品支給・助成事業の実施 ・家族介護教室の開催 ・生きがい活動支援通所事業の推進 ・障害者総合支援事業の推進 ・障害者への入浴支援 ・配食サービス事業の実施 ・高齢者の実態把握 ・公共施設等利用助成券の交付 ・精神障害者小規模訓練施設事業の実施 ・高齢者にやさしい住宅改良の促進 ・高齢者への祝金品支給 ・社会就労センターの運営の充実 ・生活困窮者の支援

7 安曇野を優しくつつむ医療と保健サービスの地域ネットワーク化

(1) 地域住民に密着した各種の医療サービスのネットワークづくり

新市には医療機関も多く存在し、医療圏としてはかなりの自立性を持っていますが、更に医療水準が高まることを住民は期待しています。

中心的な総合病院における救急医療体制や多様化する医療ニーズへの対応を充実させ、住民が安心して医療にかかれる環境を整備することが重要です。

地域内の医療機関や医療関係者の連携、協力体制を一層深め、医療環境整備への支援を図りながら、地域医療サービスの向上や疾病予防活動の推進に努めます。

【具体的な施策】

医療機関のネットワーク化

幅広い医療サービスを提供できるよう、各種医療機関のネットワーク化を推進します。

医療機関との連携による地域医療体制の整備

地域医療の中心的な役割を果たし、高度医療、急性期医療を担う公的総合病院の建設に対する支援を行います。

医療・保健関係者による疾病予防活動の推進

医療機関と保健関係者の連携を強化し、病気にかからないための予防活動を展開します。

(2) 新市の特性に応じた総合的な保健事業を発展させる

地域住民に対する保健事業は、公正・公平、均一・平等であることが望まれています。

その水準や質を維持・向上させながら、新市の特性に応じた総合的な保健事業を展開し、健康づくり活動を推進します。

【具体的な施策】

健康づくり活動の活発化

健康づくりに関する情報提供や、健康教室、健康相談などの保健事業を活発化させるとともに、地域住民が自主的に活動できるような支援体制を整えます。

保健ニーズの把握と対応体制の整備

各種検診の受診希望調査などを実施し、そのニーズに対応した保健サービスの向上に努めます。

新市の主要施策

施策名	主要事業	具体的事業例
<p>安曇野を優しくつつむ医療と保健サービスの地域ネットワーク化</p>	<p>医療機関のネットワーク化と地域医療体制の整備</p> <p>保健サービス水準の維持・向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅当番医制度、病院難関番制の実施 ・高度医療、急性期医療を担う公的総合病院の建設支援 ・地域医療体制の整備 ・医療、保健関係者による予防活動の推進 ・除細動器の設置 ・弱視、斜視等矯正補装具購入補助 ・各種健康診査及び保健診の実施 ・生涯を通じ一貫した健康管理の実施 ・保健事業の充実 ・母子保健事業の推進 ・健康教室、健康相談の開催

8 家庭、学校、地域社会の協働により、子どもたちの「生きる力」を育てる

「生きる力」

基礎的な学力を身につけたうえで、豊かな感性と愛情を併せ持ち、たくましく生き、社会の激動に対応していける力。

(1) 愛情を持って「生きる力」の基礎を育てる家庭づくり

「教育の原点は家庭にある」と言われるように、親が愛情を持って子どもに接し、生きるための基本となる自立心や責任感、食の大切さ、思いやりの心を育てる家庭をつくり出していくことが大切です。

このため、親子の触れ合いを深め、子どもたちに感性や堪える力など「生きる力」を育てる機会や支援を充実させていきます。

【具体的な施策】

家族の交流を深める環境整備

家庭教育に関する学習機会や情報の提供を充実させるとともに、家族で遊び学べる環境の整備を進めます。

若い父母のための家庭づくりと子育て支援

関係機関や関係団体と連携し、母親学級、両親学級、育児学級などによる、子育て支援・指導体制の充実を図ります。

(2) 確かな学力とともに、「生きる力」を身につける学校づくり

学校には、子どもたちが意欲を持って課題に取り組めるような基本的な学力を養うと同時に、子どもの夢や可能性を引き出し、豊かな心やたくましい体を身につけさせる役割があります。そのためには、小規模な学習集団などにより、きめ細かな教育を実践することが必要になります。

そこで、個性を伸ばし、積極的な学習意欲を高め、激しく変化していく社会に立ち向かえるための「生きる力」を身につける学校教育を推進します。

【具体的な施策】

子どもの個性に応じた教育指導の推進と社会適応力の育成

特色ある学校行事などを支援するとともに、子どもの個性を生かす教育に対する補助制度の活用を推進します。

また、いじめや誘拐、暴力事件が増加している現状から、CAPの活用や自衛方法を学べる体験講座の導入などを進めます。

情報化・国際化などに対応した教育環境づくり

学校図書館と地域図書館のネットワーク化の検討を進めるなど、情報化や国際化に対応した情報教育を推進します。また、国際的な教育や文化交流事業を実施します。

地域の特色を生かした学校づくり

地域の人材を生かした学校開放講座の開催など、安曇野の良さを各地域で教育できるような環境づくりを進めます。

小中学校施設などの整備

教育環境をより向上させるため、学校施設の改修や耐震化を進め、教育設備の充実に努めます。

また、老朽化している給食センターの整備を進めます。

C A P = child assault prevention の略称

子どもや大人向けワークショップを行い、子どもたちの人権意識を育てることにより、心を傷つける暴力、体を傷つける暴力、性的な暴力などから身を守る方法を教え、虐待、いじめ、誘拐などを防止することを目的としたプログラム

(3) 地域社会と学校が連携して、「生きる力」を深める

教育と子育てを家庭や学校だけに任せるのではなく、地域社会も積極的に協力し合うことが大切です。

教師が地域へ、地域が学校にかかわり、地域ぐるみで子どもたちを受け入れながら、家庭、学校、地域社会が連携して、子どもたちの「生きる力」を深める体制を整えます。

【具体的な施策】

子どもたちの校外活動の場の充実

自然体験や各種産業体験、ボランティア活動などを通じて、社会性や規範意識、忍耐力、自立心などの育成に努めるとともに、郷土を愛する健全な子どもに育てます。

子どものための相談支援体制づくり

窓口を一本化し各相談支援機関を連携させ、乳幼児から就職までの子どもの悩み全般に応じる相談支援体制を創設します。

児童館（センター）の整備

地域ぐるみで地域の子どもたちを育てる環境づくりのため、児童館の整備に努めます。

青少年健全育成のための環境整備

青少年が心身ともに健全に成長することを目的とし、その成長に阻害の恐れのある環境や行為から保護するために、青少年健全育成条例の制定を検討します。

新市の主要施策

施策名	主要事業	具体的事業例
家庭、学校、地域社会の協働により、子どもたちの「生きる力」を育てる	愛情を持って「生きる力」の基礎を育てる家庭づくり支援 確かな学力とともに、「生きる力」を身に付ける学校づくりの推進 「生きる力」を深めるための地域社会と学校の連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポートの実施 ・母親学級、両親学級、育児学級の実施 ・子育て支援ネットワークの充実 ・チームティーチング事業の推進 ・特色ある学校活動の支援 ・CAPなどを活用した子どもを守る施策の構築 ・小学校外国語指導助手の設置 ・中学校英語指導助手の設置 ・国際的な教育・文化交流事業の推進 ・学校評議員制度の導入 ・学校教育指導員の配置 ・教育相談事業の充実 ・幼稚園、小中学校の整備 ・学校給食センターの整備 ・学校図書館電算システムの整備統合 ・情報通信教育の充実 ・障害児をはじめ子どものための教育相談体制の整備 ・いじめ、不登校等対策委員会の設置 ・子ども会育成会特別事業による世代間交流の促進 ・学校(小中高教師)開放講座の開催 ・子どもを育てる連絡会議の設置 ・児童館(センター)の整備 ・児童館(センター)の運営の充実 ・青少年健全育成条例制定の検討

チームティーチング

複数の教師で専門性や特性を發揮しながら学習活動にあたること。児童生徒の学習組織を授業のねらいや学習内容に応じて柔軟に編成することも含む。

9 とともに学び合い、生きがいを生み出す文化・社会活動

(1) 地域を拠点とした生涯学習活動の活発化

安曇野には、豊かな自然、そして先人が育んできた歴史と文化があふれ、魅力ある地域が形成されています。こうした自然、歴史、文化を守りながら、これらを活用した生涯学習活動により、住民の心が通い合う地域づくりを目指す必要があります。

このような文化・社会活動などの生涯学習を推進するためには、住民が気軽に利用し参加できるような環境整備が大切です。

地域住民の利便性を考慮した図書館の建設を進めるとともに、身近な地域の公民館を拠点とした住民の自主的な活動を支援します。

【具体的な施策】

生涯学習活動の推進

生涯学習を継続的かつ創造的に進めるための基本構想を策定し、住民ニーズに応えた生涯学習機会の提供及び内容の充実を図るとともに、学習意欲の向上と学習活動への積極的な参加を促進します。

図書館の建設

住民ニーズに応え、各地域に図書館を建設し、ネットワーク化を図ります。なお、地域によっては、生涯学習センターなどの機能も併設させます。

地区公民館の整備支援

生涯学習活動やコミュニティ活動の拠点づくりのため、地区公民館の整備を支援します。

(2) 安曇野の豊かな資源を活用した文化・スポーツ・社会活動の活発化

安曇野の豊かな環境は、人々に勇気や潤いを与え、文化・スポーツ・社会活動の場を提供しています。

地域住民が身近に文化交流やスポーツ活動などに親しむことができる施設や環境を整え、人と人との交流を推進するとともに、その有効活用を図ります。

さらに、様々な分野の活動を活発化させるために、地域内での情報交換、グループ同志の交流を深めることにより、活動の幅広い発展を図ります。

【具体的な施策】

市民会館、総合体育施設などの建設研究

文化・スポーツの拠点となる市民会館や総合体育施設などの建設について研究を進めます。

文化・スポーツ・社会活動の普及

健康で明るい文化的な生活を営むために、様々な分野における文化・スポーツ・社会活動の普及に努めます。

交流イベントなどの開催

住民が広く参加できるイベントや各種大会などを開催し、文化・スポーツ交流の推進を図ります。

(3) 子どもたちのふるさとづくり活動支援

子どもたちは、自然に触れたり、歴史や文化を探求したり、農林水産業をはじめ地域の産業で働く体験をすることにより、多くの感動の中から豊かな感性を磨き、心にふるさとを刻み込みます。

このような活動を支援するような組織をつくり、活動を活発化させ、交流の輪を広げていきます。

【具体的な施策】

地域ぐるみの子ども育成支援

各地域において、子ども育成会による様々な世代間交流事業の実施や、青少年健全育成事業などを推進します。

(4) 地域文化の継承と文化づくり

安曇野は、地域に根ざした文化や文化財があるほか、多くの芸術家、文人、学者などを生み出しており、豊かな自然や文化的な風土を背景に、新たな文化・芸術活動が活発に展開されています。

地域文化への理解を深め、保存・伝承する心を育てながら、地域の博物館、資料館、記念館などの充実とネットワーク化を進めていきます。

また、これらを新しい文化づくりの拠点として、文化・芸術活動を発展させていきます。

【具体的な施策】

博物館、美術館などのネットワーク化

博物館、美術館などのネットワーク化を進め、生涯学習の基盤強化を図るとともに、観光客の誘客を推進します。

文化財などの保存と継承

文化財の調査・研究を進め、その活用を図りながら、古文書をはじめ歴史民俗資料や伝承文化とともに、次世代への保存と継承に努めます。

新市の主要施策

施策名	主要事業	具体的事業例
<p>ともに学び合い、生きがいを生み出す文化・社会活動</p>	<p>地域を拠点とした生涯学習活動の活発化</p> <p>文化・スポーツ・社会活動の活発化</p> <p>子どもたちのふるさとづくり活動支援</p> <p>地域文化の継承と新しい文化づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習基本構想の策定 ・生涯学習推進組織の育成 ・公民館活動を担う人材育成 ・教育文化施設の整備(図書館など) ・市内図書館間のネットワーク化及び相互利用の促進 ・公民館における充実した生涯学習活動の場の提供と展開 ・ボランティア団体、NPO団体の育成 ・生涯学習リーダーバンクの設置 ・市民会館、総合体育施設などの建設研究 ・公民館各種講座の開催 ・まちづくり出前講座の開催 ・公民館文化祭の開催 ・文芸作品発表の場の創設 ・図書館講座の開催 ・移動図書館の実施、子ども文庫の配本 ・希少生物(オオルリシジミなど)の保護活動の推進 ・地域における世代間交流の促進 ・家庭教育の支援 ・子育て支援による子どもの「生きる力」の育成 ・青少年の健全育成 ・子どもを育てる連絡会議の設置 ・博物館、美術館の充実とネットワーク化 ・文化財指定・保護事業の推進 ・埋蔵文化財保護・調査の推進 ・歴史民俗資料、伝承文化の保存と継承 ・国際的な芸術文化交流事業の推進 ・水郷開港新能の実施

10 人権を尊重し、男女がともに支え、担う社会づくり

私たちは、人と人とお互いに人権を尊重し合い、特に、社会の中で弱い立場にある人の人権を守り、差別や偏見のない社会をつくらなければなりません。

住民一人ひとりが、同和問題をはじめ様々な人権問題を自らの課題として受け止め、「差別をしない、許さない」人権尊重のまちづくりを推進します。

また、男性と女性の役割について、社会的に形成されてきた偏見的差異（ジェンダー）を取り除き、男女がともに支え合う男女共同参画社会の実現を目指します。

【具体的な施策】

人権教育・啓発の推進

学校、地域、職場などにおける人権学習会の開催や、機会あるごとに啓発活動に努め、住民の人権尊重意識の高揚を図ります。

男女共同参画社会づくり

男女共同参画推進委員会を設置し、計画策定、審議、推進などを一体で行い、特に、女性の公的活動や社会参加を推進します。

新市の主要施策

施策名	主要事業	具体的事業例
人権を尊重し、男女がともに支え、担う社会づくり	人権教育・啓発の推進 男女共同参画社会づくりの推進	・差別を撤廃し人権を尊重擁護するための条例制定 ・人権教育推進委員会の設置 ・企業人権教育推進協議会の設置 ・男女共同参画推進条例の制定 ・男女共同参画計画の策定 ・女性団体等連絡協議会の設置

新市における長野県事業

1 長野県の役割

北アルプスの裾野に広がる安曇野地域は、山紫水明の地として知られ、美しく豊かな田園風景、個性ある歴史と文化が刻み込まれた多彩な観光資源に恵まれるとともに、県内有数の工業立地地域としての経済基盤を形成しています。新市は、美しい自然と景観を守り育てながら、恵まれた地域資源を最大限に生かした新たな「安曇野ブランド」を創り上げ、工業、農業、観光のバランスの取れた田園都市として今後大いなる発展が期待される地域です。

また、今後の地方自治は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が中核的な役割を担い、自己決定・自己責任の原則のもと、より自律的な行政運営が求められています。

こうした中で、新市においては、合併を大きな契機として、地域資源や地理的条件等を有効に活用しながら特色あるまちづくりを進めるとともに、住民参画を一層促進し、住民自治の充実を図ることが期待されています。

長野県は、「コモンズからはじまる、信州ルネッサンス革命」の理念に基づき、「ゆたかな社会」の実現に向けて新市と十分に連携しながら、新市の取り組みを積極的に支援します。

2 新市における長野県事業

(1) 地域交通基盤の整備

新市の一体化及び均衡ある発展を支援し、地域内外の円滑な交流を促進する観点から、国・県道の計画的な整備に取り組みます。

(2) 防災対策の推進

水害・土砂災害などを未然に防止するため、河川改修による治水対策事業、急傾斜地における崩壊対策事業、砂防事業、地すべり対策事業、道路災害防除事業などの必要な防災対策に取り組みます。

また、危険箇所の周知及び土砂災害警戒情報の提供などにも取り組みます。

(3) 環境・景観の保全

地域の歴史や文化、自然環境といったそれぞれの地域が持つ個性豊かな景観の保全、修復、創造を進めていくため、地域の方々の主体的な取り組みについて支援していきます。

また、新市が行う環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を形成するための取り組みを支援するとともに、事業所指導や環境測定及び犀川安曇野流

域下水道事業の促進・適正な維持管理などを通じ、地域における良好な生活環境の保全を図ります。

(4) 農業の振興

地域の基幹産業のひとつである農業の生産振興及び経営の安定を図り、併せて国土保全など農業・農村の多面的な機能を維持していくため、かんがい排水事業や農道整備など必要な農業生産基盤の整備に取り組みます。

(5) 林業の振興

森林は、木材をはじめとした林産物の供給、水源のかん養、国土や自然環境・生活環境の保全、二酸化炭素の吸収を通じた地球温暖化防止、保健・文化・教育の場としての利用など多面的な機能を持っており、これらの機能が持続的に発揮されるよう森林を健全な状態で維持していくため、県民の理解と主体的な参加のもとで、適切な森林の整備に取り組みます。

加えて、森林の公益的な機能の発揮が特に重要な地域においては、集中的かつ効率的な森林整備に取り組みます。

(6) 産業の振興

技術革新による地域産業の高度化と産業創出や、各地域の観光資源を活用した誘客の促進を支援するとともに、地域の企業や住民が主体となって行う地域資源を活用した事業で地域経済の活性化、雇用の創出を図る事業に対して支援をします。

(7) 福祉施策の充実

福祉サービスは、愛情、信頼といった人間の絆に基づいて行われることが大切であり、それぞれの身近な地域ごとに人間の絆により支えあうシステム、すなわち「コモンズ」の観点を重視し、地域ケアの拠点となる宅幼老所や、障害者が地域で自律して生活するためのグループホーム、保育所の整備など、高齢者や障害者が地域で安心して生活できるための在宅福祉の充実や、子育て環境の整備に向け支援を行います。

(8) 保健・医療施策の充実

新市や関係団体が行う健康づくりなどの保健活動に対する技術的支援を通して、地域住民の健康増進を図ります。

コモンズ

ある特定の人々が集まって協働的な作業として、地域の特性に応じて、持続可能なかたちで地域の資源を生み出し、育み、管理、維持するための仕組み。

公共施設の統合整備

公共施設については、地域の特殊性や地域間のバランス、既存施設の有効活用、さらには、財政事情を十分に検討し、住民生活に急激な変化を及ぼさないように配慮しながら整備していくことを基本とします。

また、合併前の5町村の庁舎は、総合支所機能を有する施設として活用します。

財政計画

1 前提条件

財政計画は、新市としての歳入・歳出の各項目ごとに、過去の実績などを踏まえて、合併後も健全な財政運営を行うことを基本に算定し、合併による歳出の削減効果、行政改革の推進、サービスの維持向上、新市建設計画の実行に必要な経費、国・県の財政支援などを反映させて、普通会計ベースで平成 17 年度から平成 32 年度までの 16 年間について作成しました。

なお、歳入・歳出の主な算定条件は、次のとおりです。

2 歳入

(1) 市町村税

市町村税については、国立社会保障・人口問題研究所の試算から就労人口は減少、高齢者人口は増加を見込み算定しています。

個人市民税は、中期経済予測から実質成長率を考慮し、納税義務者数については、給与所得者は減少、年金所得者は微増としました。

均等割は税制改正により平成 26 年度から納税義務者一人当たり 500 円増で算定しました。(10 年間)

法人市民税については、均等割分を毎年 75 万円減としました。

法人税割は、平成 26 年度税制改正による法人税割の税率改正を見込んだ上で、成長率を平成 27 年度 1.2%、平成 28 年度以降 0.9%としました。

固定資産税の土地については、各地目、前 3 カ年の対前年度比の平均値を参考として課税標準額を予測して算定しました。

家屋については、評価替え年度は、前年課税標準額に前 2 回の評価替え対前年度比の平均値を乗じて算定し、評価替え以外の年度は、前年度課税標準額に平成 23 年度・平成 25 年度の課税標準額の対前年度比の平均値を乗じて算定しました。

(2) 地方交付税

普通交付税については、現行の制度を基本として、普通交付税の算定の特例(平成 28 年度から 5 年間の激変緩和)や旧合併特例事業債等の元利償還金に係わる基準財政需要額への算入分を合わせて算定しています。なお、特別交付税については毎年定額 6 億円で見込んでいます。

(3) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、実施計画と現行の制度を基本に、一般行政経費は過去の実績等から算定し、その他は実施計画に基づく歳出に連動しています。

(4) 繰入金

繰入金については、特定目的基金の設置目的により事業実施に合わせ繰入金を算定しています。

(5) 地方債

地方債については、旧合併特例事業債等、実施計画に基づき算定しています。臨時財政対策債は制度継続を前提に、財源不足基礎方式により算定し、普通交付税同様、平成 28 年度から 5 年間の激変緩和を考慮して算定しています。

(6) その他

その他の歳入については、過去の実績等により算定しています。

3 歳出

(1) 人件費

人件費については、議員報酬と特別職給与は定額で、一般職員は平成 24 年度の平均給与で算定しています。

(2) 扶助費

扶助費については、実施計画及び過去の実績を基に算定しています。

(3) 物件費

物件費については、実施計画及び過去の実績を基に算定しています。

(4) 公債費

公債費については、既借入分の元利償還金及び事業に連動した新規借入分に係わる償還金を見込み、個別に算定しています。
新規借入分借入利率については、0.8%（据置期間なし）で算定しています。

(5) 補助費等

補助費等については、実施計画及び過去の実績を基に算定しています。

(6) 繰出金

繰出金については、実施計画を基に特別会計の事業量を見込んで算定しています。

(7) 普通建設事業費

普通建設事業費については、過去の実績及び実施計画に係る事業費を見込み算定しています。

(8) その他

その他の歳出については、実施計画及び過去の実績を基に算定しています。

4 財政計画

(1) 歳入

(単位：百万円)

区分	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算
市町村税	11,047	11,213	12,591	12,397	11,544	11,438	11,747	11,385	11,282	11,304	11,143	11,116	11,144	10,933	10,967	11,000
地方譲与税	939	1,360	613	596	560	549	536	505	480	489	498	496	498	499	500	501
利子割交付金	66	40	55	55	53	52	36	28	23	23	23	23	23	23	23	23
配当割交付金	21	38	42	16	13	13	20	19	22	22	22	22	22	21	21	21
株式等譲渡所得割交付金	34	29	25	6	7	5	7	4	4	4	4	4	4	4	4	4
地方消費税交付金	911	915	915	857	890	888	894	900	893	1,253	1,531	1,891	1,896	1,860	1,865	1,871
ゴルフ場利用税交付金	53	54	54	54	53	48	47	43	26	25	25	25	25	25	25	25
自動車取得税交付金	255	260	246	222	133	122	102	134	123	60	30	0	0	0	0	0
地方特例交付金	370	289	75	174	162	164	142	60	66	65	65	66	66	67	67	67
地方交付税	8,197	8,573	8,631	8,805	9,593	10,668	10,943	10,734	11,228	11,311	11,158	11,157	10,464	10,157	10,106	9,764
交通安全対策特別交付金	20	22	21	19	19	17	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18
分担金及び負担金	528	350	349	340	362	294	236	214	121	151	143	135	122	94	94	94
使用料及び手数料	1,158	1,173	1,151	1,088	1,092	1,021	1,023	1,007	982	1,007	1,035	1,023	1,022	1,020	1,020	1,023
国庫支出金	2,410	2,047	2,225	1,883	4,530	3,859	3,447	3,056	3,359	3,585	3,506	3,504	3,565	3,181	3,122	3,189
県支出金	1,174	1,513	1,694	1,508	1,600	1,993	1,849	1,758	1,880	1,973	1,810	1,813	1,861	1,771	1,784	1,736
財産収入	195	129	172	194	157	110	131	130	117	102	104	106	104	98	94	90
繰入金	4,663	380	778	934	1,060	527	681	1,792	2,144	2,602	841	1,259	1,739	1,412	1,248	1,527
繰越金	1,240	1,012	561	742	590	329	309	287	779	737	636	648	616	637	646	627
諸収入等	1,491	2,287	1,151	1,192	1,197	1,277	1,296	1,431	1,845	1,513	1,440	1,442	1,443	1,434	1,428	1,431
地方債	3,594	4,558	4,115	3,215	4,036	4,693	4,741	4,371	4,907	8,921	5,642	5,246	4,894	4,348	3,779	2,810
歳入合計	38,366	36,242	35,464	34,297	37,651	38,067	38,204	37,876	40,299	45,165	39,674	39,994	39,526	37,602	36,811	35,821

(单位：百万円)

(2) 歳出

区 分	17 年度決算	18 年度決算	19 年度決算	20 年度決算	21 年度決算	22 年度決算	23 年度決算	24 年度決算	25 年度決算見込	26 年度決算見込	27 年度決算見込	28 年度決算見込	29 年度決算見込	30 年度決算見込	31 年度決算見込	32 年度決算見込
人件費	6,212	5,941	5,884	5,664	5,658	5,655	5,724	5,561	5,722	5,719	5,669	5,625	5,615	5,615	5,615	5,615
扶助費	1,919	2,345	2,668	2,763	3,521	5,087	5,356	5,384	5,445	5,884	5,559	5,578	5,598	5,617	5,631	5,646
公債費	4,177	4,280	4,464	4,634	4,551	4,623	4,723	4,817	4,380	4,424	4,667	5,134	5,899	5,951	5,953	5,744
物件費	5,327	4,641	5,243	5,253	5,029	5,271	5,257	5,151	5,757	6,318	5,674	5,422	5,502	5,425	5,433	5,291
維持補修費	137	102	114	113	120	98	111	110	350	353	327	324	316	319	319	316
補助費等	4,445	4,167	4,108	4,050	5,583	3,747	3,632	3,642	3,974	4,069	3,596	3,486	3,471	3,378	3,337	3,334
繰出金	2,747	3,399	3,597	4,005	4,044	4,301	4,378	4,560	4,636	4,873	5,301	5,437	5,535	5,625	5,732	5,854
積立金	3,458	2,874	2,025	456	483	2,108	2,412	1,003	2,187	882	1,339	869	468	464	461	439
投資・出資・貸付金	497	555	613	688	684	835	885	991	1,389	1,559	1,129	999	1,261	1,171	991	964
普通建設事業費	8,435	7,377	6,007	6,081	7,649	6,033	5,440	5,878	5,722	10,448	5,765	6,503	5,224	3,391	2,712	1,990
歳出合計	37,354	35,681	34,723	33,707	37,322	37,758	37,918	37,097	39,562	44,529	39,026	39,377	38,889	36,956	36,184	35,193

協議第56号

新市建設計画

新市建設計画について、次のとおり確認を求める。

平成17年2月8日 提出

安曇野地域合併協議会
会長 平林 伊三郎

新市建設計画

新市建設計画は、別冊「安曇野市まちづくり計画」のとおりとする。

平成17年2月15日 確認

長野県

安曇野市まちづくり計画
(新市建設計画)

平成17年3月

安曇野地域合併協議会
平成27年3月変更 安曇野市
